



マネックス通信第4号

発行 平成15年11月30日

<http://www.manecs.com>

マネックス合同会計

京都市下京区四条通新町西入新釜座町716-1 四条平野ビル9階

Tel 075-255-4000 Fax 075-255-4004

消費税総額表示義務化へ

平成16年4月1日から一般消費者向けに物品販売やサービスを提供するときには、あらかじめ消費税込みの価格を表示することが義務づけられました。事業者間取引には適用されません。

もし消費税抜きの価格を表示して販売すれば、それは自動的に税込みの金額となるので、トラブルの原因にもなりかねないので注意が必要です。

① 認められる表示例

- イ 10,500円（本体価格10,000円、消費税等500円）
- ロ 10,500円（うち消費税等500円）
- ハ 10,500円（本体価格10,000円）
- ニ 10,500円（税込み）
- ホ 10,500円
- ヘ 10,000円（税込み10,500円）

② 認められない表示例

- イ 本体価格10,000円+消費税等
- ロ 10,000円（税抜き）
- ハ 10,000円（別途消費税等）
- ニ 10,000円（税込み10,500円）*税込み表示が小さく誤解を与える。

上の例を見てもわかるように、消費者が一目で消費税込みの総額をわかるようにしないとけません。消費者がいちいち消費税を計算しなくても支払い総額がわかるようにしておく必要があるということです。

このことは一般消費者に対し、あらかじめ取引価格を表示する場合に限られるので、請求書や領収書はいままでそのままよいことになります。

その他の改正点

- ・平成16年4月1日以後に開始する課税期間から消費税の免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げられます。個人は平成17年分の課税期間から適用されます。
- ・同上の課税期間から簡易課税の適用上限が2億円から5,000万円に引き下げられます。
- *新たに消費税の納税義務者になる方や簡易課税の選択ができなくなる事業者の方は、今後の消費税の納付額が大きく増加することもありますので、ご留意下さい。ご心配な方や確認された方は、当事務所各担当税理士にご確認下さい。

決算書の分析③

テーマ「給与水準は適切か」

「うちの給与水準は適切なのだろうか」とは、経営者であればどなたでも気にするところではないでしょうか。

この給与水準は、下のような1人当たり人件費で計算することができます。

$$1人当たり人件費 = \frac{\text{人件費}}{\text{人数}} \text{ (円)}$$

(注) パートなどがある場合、人数の計算に際し時間換算するなどの工夫が必要です。

たとえば、パート2人で正社員1人と同じ勤務時間であれば1人と換算するなどです。

パートをそのまま人数にすると数値が減少してしまいます。

なお、TKC経営指標では、**4,663** 千円/人です。

当事務所でも、毎月の訪問時、正しい人数を計算できるよう確認させていただくことがございます。人数の数え方に疑問等がございましたら、お申し付けください。

もっとも、年齢構成によって一概には高いか低いかは判断できませんので、実際は自社の年代別社員の平均給与や個人別の給与と一般に公表されている年代別給与平均水準や標準生計費などと比較して判断することになります。

いずれにせよ、給与水準は生産性が低いからといって低い水準に抑えることは許されることではありません。給与水準が低いと他社への転職等によりいつまでたっても社員が育たないということになり、また、必要以上に高い給与水準は、経営に大きな影響が出るおそれがあります。

最近、利益を増やし続けることが難しい経済情勢が続いております。だからといって給与水準を下げることで利益を上げるのは、現実的ではありません。したがって、給与水準には大きな注意を払いつつ、それを上回る生産性の向上を考えることが必要です。

(注) 平均給与水準などを知るための資料には次のようなものがあります。

- ①モデル賃金全予測と上手な活用法/近代中小企業
- ②賃金BAST/TKC全国会
- ③家計調査報告/総務省ホームページ

[参考文献]

赤岩茂氏著「決算書の読み方 基本の基本」中経出版

次回は、付加価値について考えてみたいと思います。

「確定拠出年金制度」②

前回はいわゆる日本版 401K、「確定拠出年金制度」に加入資格について、ご紹介しました。第二回目の今回は

- 1、掛け金実際の運用の指示方法
- 2、税制上のメリット

についてご紹介します。

運用次第で将来受取る年金額が変わりますし、税制上も特に手厚いメリットが用意されていますので是非ご一読ください。

1、運用指図

企業型であっても、加入者個人が運用商品の選択や投資配分を決定し、運用指図をします。3ヶ月に1度は運用商品や投資配分の変更が認められることになっています。

この運用次第で将来の受取る年金額が変わり、加入者それぞれの運用残高は、個人ごとの口座で管理され、将来の年金資金としての残高が明確になるしくみとなっています。

運用先はリスク・リターン特性の異なる運用商品の中から選択することになります。

選択肢として

- ・ 最低3種類以上の商品、
- ・ かつ、そのうち一つは「元本確保型」として投資元本を割る可能性がほとんどないものが提示されますので、これらの中から選択することになります。

確定拠出年金制度においては、運用商品の選択が重要なポイントになります。ライフサイクルや保有資産状況に応じて、商品のメリット・デメリットを考え、最適な組合せを考える必要があります。安全性を重視するなら、保険商品などの元本確保性の高い商品を選択することになりますし、積極的に高い収益を目指されるのであれば株式投資信託などリスクのある商品を組み入れながら、できるだけリスクを分散させるよう組合せを考える必要があります。

2、税制上の優遇

拠出時・運用時・受取時それぞれに税制優遇があります。

- ・ 企業にとってのメリット

企業が拠出する掛金は全額損金算入、つまり経費になります。また、この拠出金は従業員の給与所得とみなされませんから従業員に所得税もかかりません。ですから、源泉所得税を考慮する必要はありません。

- ・ 加入者にとってのメリット

個人が拠出した掛金は全額、所得控除の対象となります。

つまり、その分に対応する所得税・住民税が減額され、住民税を基に計算する国民健康保険料、介護保険料も下がる可能性があります。

さらに、運用時においては、利子や配当などの運用益に対して所得税と住民税がいずれも非課

税になります。

また、受取時においては年金として受取る場合は雑所得として公的年金等控除が、一時金として受け取る場合は退職所得として退職所得控除がそれぞれ適用されますので、受取額に対して税金が割安になります。

【お知らせ】

マネックス通信では、関与先様相互の情報交換の場を広くご提供したいと考えております。つきましては、御社の会社案内・商品案内などの書類で、マネックス通信に同封のご希望がございましたら、各担当者までお申し付け下さいませ。

第4号目次

- P. 1 ……消費税総額表示義務化へ
- P. 2 ……決算書の分析③
- P. 3 ……事例1号（代償分割により居住用**3,000**万円控除を有効に適用）
- P. 4 ……確定拠出年金制度②